

学校感染症と出席停止の期間の基準

学校保健安全法施行規則第19条 令和5年5月8日改訂

注2	病名	出席停止期間の基準
第一種	感染予防法に規定される第1種・第2種感染症(結核を除く)エボラ出血熱、ペストなど、11種	治癒するまで
第二種 学校で 流向し やすい 飛沫感 染をす る感 染症	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで(注4)
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	結核	
第三種	腸チフス、パラチフスコレラ、腸管出血性大腸菌感染、細菌性赤痢、急性出血性結膜炎、流行性各結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	その他の感染症	学校で通常見られないような重大な流向が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある場合に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。

※ その他の感染症については、**感染症胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノ)**、**マイコプラズマ感染症**、**溶連菌感染症**などは、学校でよく聞く感染症です。出席停止基準は、「症状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで」です。

各地域、学校の発生・流行の状況等を考慮のうえで判断されるため、**出席停止になる場合とまらない場合があります。**

主治医の指示がある期間は自宅で安静・療養し、本人の全身状態がよくなってから登校させてください。